

取引拡大を目的とした課題発掘型（衛生・食品表示等指導）モデル事業
業務委託仕様書

1 業務の目的

コロナ禍により落ち込んだ食品製造業の生産を回復し、売上げ増加に繋げていくには、様々な課題を集中的に解決し、新たな販路・商機を掴んでいくことが重要である。本事業では、食品製造に関する専門家を派遣し、衛生管理や食品表示等に関する課題の掘り起こしと、改善につながる助言や指導を行うことで、食品製造業の振興を図るものである。

2 委託業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) セミナーの開催

県内の食品製造事業者等を対象として、製造現場の衛生管理、食品表示等をテーマにしたセミナーを開催するため、次に掲げる業務を行う。

- ア セミナーの企画
- イ 受講者（企業等）の受講申込受付、管理、連絡調整
- ウ 講師の確保、日程調整
- エ 資料の作成、配付資料の準備
- オ セミナーの開催

(2) 専門家派遣による現場指導

食品製造現場の衛生管理、食品表示等の改善を希望する事業者を対象とした現場訪問指導を行うため、次に掲げる業務を行う。

- ア 専門家派遣指導の企画
- イ 専門家派遣希望事業者の申込受付、管理、連絡調整
- ウ 専門家の確保、専門家との連絡調整
- エ 現場訪問指導を受ける事業者との連絡調整
- オ 資料の作成、配付資料の準備
- カ 専門家による現場訪問指導の実施
- キ 現場指導により発掘された個々の課題の内容整理、改善策の提案

(3) その他

対応記録等の作成

当該業務を実施する上で必要となる業務

3 委託期間

契約の日から令和5年2月28日まで

4 成果品等

本業務が完了した時は、直ちに以下の成果品を提出する。

- (1) 業務実施報告書 2部
- (2) 上記(1)の電子ファイルが格納されている電子媒体 1枚

5 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務により作成された成果品等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と打ち合わせを行わなければならぬ。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、県と協議することとする。
- (4) 業務には、十分な経験と知識を有する者を配置しなければならない。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途県と協議するものとする。